

# 令和5年度 総務局職務調査担当課長（仮称）（特定任期付職員）採用案内

令和4年12月16日

東京都総務局

## 1 採用区分、採用予定人数等

(1) 採用区分

総務局職務調査担当課長（仮称）（特定任期付職員）

(2) 職務内容

○都の業務の棚卸し及び見直し

- ・業務の棚卸しや見直しの進め方等の全体方針の策定
- ・各局の業務実態の調査（調査対象職場の選定、委託業務の発注及び進行管理等）
- ・各局における業務棚卸しや業務見直し策の提案・助言等の実施
- ・関係部署との調整等

○都の中期人員計画のバージョンアップ

- ・都の人員の中期推計バージョンアップに係る調整（各局依頼内容の検討・発出、提出物の内容精査・調整等）

(3) 採用予定人員

1名

(4) 勤務予定先

東京都総務局人事部調査課（新宿区西新宿2-8-1）

## 2 採用予定日

令和5年4月1日

## 3 任用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 受験資格（基準日：採用予定日[令和5年4月1日]）

(1) 受験資格（次の要件をすべて満たす者）

- ① 企業等の経営改善を図る業務（既存業務の棚卸しや業務分析及び提案等）などに5年以上従事した業務経験を有すること。
- ② 業務の見直しに資する AI、IoT、各種デジタルソリューションなどの最新の ICT に関する具体的な技術情報を有すること。
- ③ プロジェクトリーダー等の経験を有すること（大企業や道府県・政令指定都市以上の自

治体からの受託事業等の規模のプロジェクトを推進した経験を想定)。

※ 求めるスキル

- コンサルティングファームやシステムインテグレーターで、経営コンサルティングや業務コンサルティング、あるいは、ITコンサルティング、DXコンサルティングの経験を有すること。
- 事業会社で業務改革やDXに携わった経験
- ITに関する技術的なコミュニケーションを図れる力を有すること。
- 立場、考え方等の異なる管理職級の社員等と調整し、結果を導いた経験を有すること。

(2) 次の①～⑥のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑥ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

## 5 選考方法

(1) 第一次選考(書類選考)

応募書類の記載内容により、専門性、業績等を勘案し選考します。

(2) 第二次選考(口述試験)

第一次選考合格者に対し、採用予定職への適性等について個別面接により行います。

## 6 第一次合格発表

令和5年1月24日(火曜日)

第一次選考応募者全員に対し、申込みの際に送付したメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

※ 電話等による照会には応じません。

令和5年1月26日(木曜日)までに通知が届かない場合は、総務局総務部総務課人事担当にお問い合わせください。

## 7 第二次選考

令和5年1月下旬から2月上旬までの間で指定する日

日時、会場の詳細については、第一次選考合格者に対して合格通知と併せてお知らせします。

## 8 第二次（最終）合格発表

令和5年2月中旬

第二次選考受験者全員に対し、申込みの際に送付したメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

※ 電話等による照会には応じません。

## 9 勤務の条件

### (1) 給与

給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき決定されます。

上記のほか、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません。（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）（参考例：4号給の場合） 給料月額 533,500円

※ このほかに、給料月額の20%相当の地域手当が支給されます。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

### (2) 勤務時間

週38時間45分

原則として下記のいずれかの勤務時間を設定しておりますが、他の勤務時間も選択可能です。

A 8時30分から17時15分

B 9時00分から17時45分

C 9時30分から18時15分

### (3) 休暇

休暇には、1年間に20日（初年度は採用日により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

※ 勤務時間及び休暇については、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づきます。

## 10 申込手続

下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の履歴書、職歴調書、欠格条項非該当等申告書を受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。メールの件名は「総務局特定任期付職員申込（人事部）」としてください。メールの件名に異なる記載がある場合、申込みが認められない場合があります。

<URL> [https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruit/post\\_36.html](https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruit/post_36.html)

## <提出先>

総務局総務部総務課メールアドレス

[S0000011@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000011@section.metro.tokyo.jp)

### (1) 応募書類

- ① 履歴書（上記URLの所定の様式による）
- ② 職歴調書（上記URLの所定の様式による）
- ③ 欠格条項非該当等申告書（上記URLの所定の様式による）

※応募書類について、返却いたしませんので、予め御了承ください。

応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、令和5年度総務局職務調査担当課長（仮称）（特定任期付職員）の採用に係る事務の範囲内で利用します。

なお、「③欠格条項非該当等申告書」については、応募時、応募者御自身で日付・氏名をパソコン等で御入力いただいたものを御提出いただくとともに、第一次選考に合格された方は、第二次選考の際、自署した同様式を御持参いただきますようお願いいたします。

### (2) 申込受付期間

**令和4年12月16日（金曜日）から令和5年1月13日（金曜日）午後5時まで**

**※郵送・持参での申込みは受け付けません。**

### (3) 受験資格等の確認

受験資格の有無、提出書類記載事項等について確認を行います。

なお、記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

### (4) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。そのため、例えば、従前に雇用関係があった企業等に対して、便宜供与を図ることや職務上知り得た情報を漏洩することなどは、規定等に基づき懲戒処分の対象となります。

### (5) 民間企業の従業員の身分を併有する任期付職員としての採用

現在お勤めの企業の籍を保有したまま都の職員として採用されることができ、本制度を利用する際には、「民間企業の従業員の身分を併有する任期付職員に適用する公務の公正性の確保に関する基準」により、現在の勤務先への応募可否の確認や、内定後には勤務先と東京都との間での協定書の締結などが必要となるほか、任期中は現在の勤務先と東京都が契約関係等になる場合に一定の制限があります。

こちらの制度の利用を御希望の方は事前に下記の間合せ先まで御連絡ください。詳細や必要な手続き、注意事項等を別途御案内します。

## 11 問い合わせ先

### (1) 申込み及びスケジュールに関すること

東京都総務局総務部総務課人事担当／東京都庁第一本庁舎12階南側

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2314

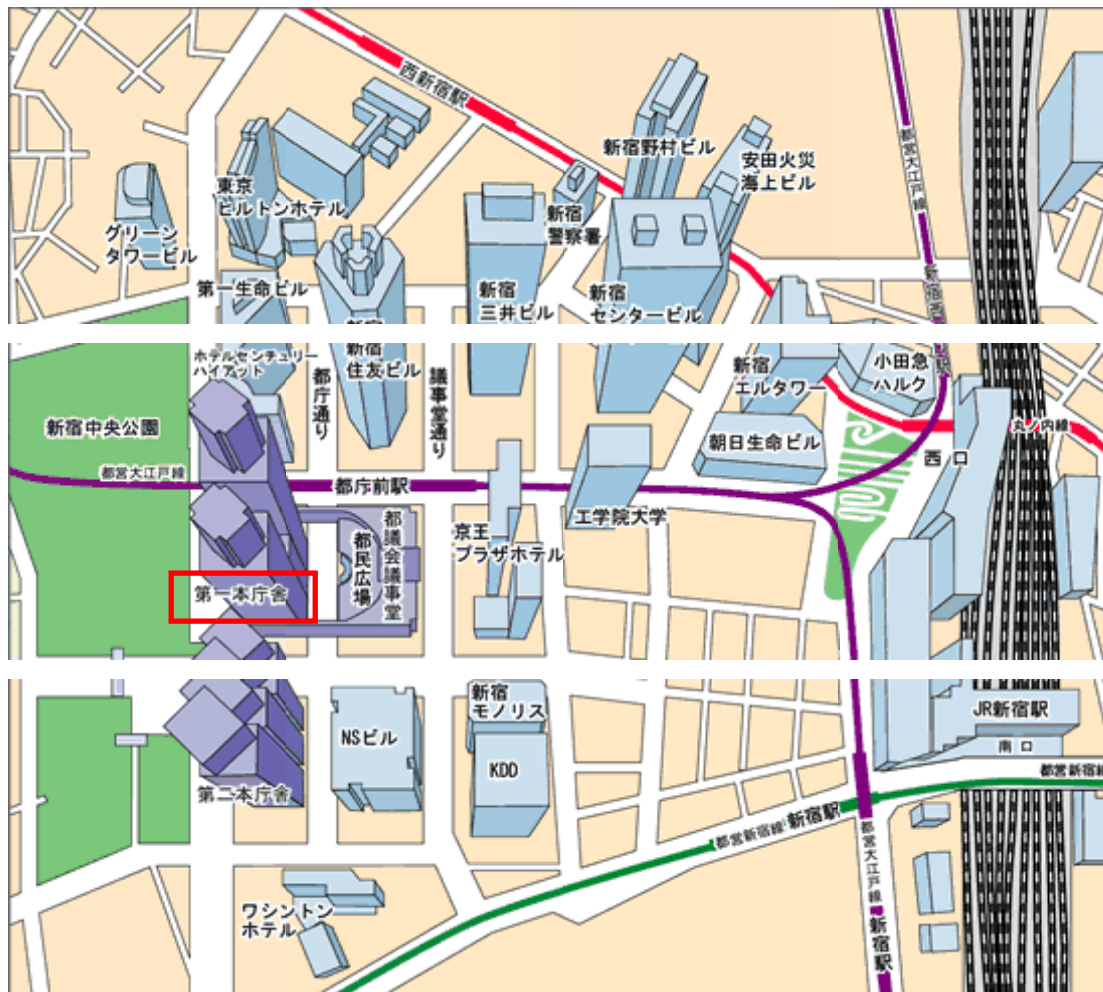
(2) 従事職務の内容に関すること

東京都総務局人事部調査課／東京都庁第一本庁舎13階南側

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2379

## 都庁への交通案内



☆ 最寄駅

- ・ 「JR新宿駅」(西口から徒歩約10分)
- ・ 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」(徒歩約3分)